

平成29年度
福祉マンパワー事業

社会福祉事業を
行っている
法人の皆様へ

人材確保・定着化 支援事業

魅力ある福祉職場 モデル事業

福祉職場へ就業を希望する者や働く者にとって魅力ある職場づくりに必要な環境整備などの工事費、修繕費等を助成します。
(助成例1参照)

助成限度額

20万円

(補助率1/2)

人材養成研修 支援事業

職場の人材養成に必要な職場内研修等の実施に必要な外部講師の謝金、旅費等を助成します。
(助成例2参照)

助成限度額

10万円

助成例1)

職員休憩室の段差解消、職員トイレの改修、地域貢献イベント(職員と地域住民の交流等)職員の意識高揚のためのユニフォーム など

助成例2)

職場の接遇研修、健康づくり講座、音楽療法技術指導講座 など

募集締切
平成29年

7月28(金)※必着

社会福祉に関する事業を行っている法人が、福祉職場へ就職を希望する者や働く者にとって魅力ある職場づくりを行う場合や、職場内研修を行う場合にその経費を助成します。

申請時の注意

- 対象は、平成29年4月1日以降に開始され、平成30年2月9日までに、実績報告書が提出できる事業となります。
- 申請書は該当施設を明記し、法人の場合は法人代表者で申請してください。助成申請は同一法人から今年度において各事業1件とします。法人が複数の施設を運営している場合は注意してください。
- 申請した事業を都合により中止したり、辞退するときは速やかに書面により届け出てください。
- 予算の範囲内での助成となりますので、多数の申請があったときは選考により決定します

★魅力ある福祉職場モデル事業について

○次のような経費等は対象となりません。

- ・事務用品等の購入、軽微な修繕その他、助成することが適当と認められないもの
- ・職員に直接関係しない外来者の為のもので、助成することが適当と認められないもの
- ・備品の購入等

○ユニフォーム類の申請は過去3年以内に当該助成を受けていないこと、また個人に譲渡するものでないこと。

★人材育成研修支援事業について

○職場研修であり、他の法人や団体が実施する研修ではないこと



- 申請方法や申請書類の様式は福祉人材センターのホームページにてご確認ください。

<http://www.yamaguchikensyakyo.jp/jinzaicenter/>

山口県福祉人材センター

検索



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒753-0072 山口市大手町9-6 TEL:083-922-6200